

# 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学構内における撮影についての取扱要領

令和2年12月9日  
学 長 裁 定

## (趣旨)

第1条 この要領は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の構内において、学外者（本学から撮影の依頼を受けた者を除く。以下同じ。）が行う撮影の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要領において、学外者が本学構内において行う撮影とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 映画、テレビ等の制作のために行うもの
- (2) 前号のほか学長が認めるもの

## (撮影日等)

第3条 前条の撮影は、年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。）を除いた日のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日に関し、行うことができる。ただし、次に掲げる日を除く。

- (1) 本学の主催する式典、入学試験、シンポジウム等の行事の実施日
  - (2) 前号のほか、本学が撮影を許可することを適当でないと判断した日
- 2 前項の撮影可能時間は、午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、学長が認めた場合は、この限りではない。

## (撮影の申請)

第4条 本学構内で撮影を希望する者（以下「申請者」という。）は、構内撮影許可申請書（別紙様式第1号。以下「申請書」という。）に撮影内容を明記した企画書等（以下「企画書」という。）を添付し、原則として撮影を希望する日の2週間前までに学長に提出しなければならない。

## (撮影の許可)

第5条 学長は、申請書及び企画書の内容を適当と認めたときは、構内撮影許可書（別紙様式第2号）の交付をもってその撮影を許可する。

- 2 学長は、前項の許可に本学構内の保全及び適切な管理運営のため、必要な条件（以下「許可条件」という。）を付すことがある。

(撮影の許可範囲)

第6条 学長は、撮影が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、その撮影を許可しない。

- (1) 本学の教育研究の妨げになると判断した場合
- (2) 個人的な利益又は営利目的に利用するおそれがあると判断した場合
- (3) 公序良俗に反するおそれがあると判断した場合
- (4) 本学の社会的評価の低下のおそれがあると判断した場合

(撮影許可の取消等)

第7条 学長は、次のいずれかに該当するときは、撮影の許可を取り消し、又は撮影を中止させることができる。

- (1) 本学の教育研究活動その他の諸活動のため、許可した撮影場所を本学がやむを得ない事由により使用することになったとき。
  - (2) 本学の管理運営上の理由により、本学構内の撮影を許可された者（以下「撮影責任者」という。）が撮影場所を使用することが困難になったとき。
  - (3) 撮影の許可後に、前条各号に該当することが判明したとき。
  - (4) 撮影責任者がこの要領に違反し、又は許可条件に違反したとき。
  - (5) 申請書又は企画書に記載された事項又は内容が事実と異なるとき。
  - (6) 撮影責任者その他撮影関係者が本学の指示に従わないとき。
  - (7) 第1号から前号までのほか、本学が撮影を許可することが適当でないとき。
- 2 前項の規定に基づく撮影許可の取消し等により申請者に損害が生じた場合においても、本学はその責を負わない。

(撮影料)

第8条 撮影責任者は、撮影場所の使用にかかる料金（以下「撮影料」という。）を1日につき50,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を納付しなければならない。

- 2 撮影責任者が、第3条第3項の規定により、同条第1項に定める日を除く日に撮影を行ったときの撮影料及びその納付については、前項の規定に準じるものとする。
- 3 撮影責任者が、第3条第2項に定める撮影可能時間を除く時間に撮影を行ったときであっても、本学は、前2項の撮影料を除き、撮影責任者に対し、その他撮影場所の使用に係る料金の納付を求めないものとする。
- 4 撮影料の納付は、本学が発行する請求書により、指定する口座へ振り込むことにより行うものとする。

5 既納の撮影料は返還しない。ただし、前条第1項第1号又は第2号の規定により撮影許可を取り消した場合は、その一部又は全部を返還することがある。

(撮影料徴収の特例)

第9条 学長が特に認めたときは、撮影料の一部又は全部を徴収しないことがある。

(撮影権の譲渡等の禁止)

第10条 撮影責任者は、撮影の権利を第三者に譲渡し、又は貸与してはならない。

(災害対策等)

第11条 撮影責任者は、火災その他の災害対策及び撮影関係者、見学者等の安全管理を行わなければならない。

2 撮影責任者は、第5条第1項により許可された場所以外に撮影関係者、見学者等が立ち入らないよう十分配慮しなければならない。

(工作の禁止)

第12条 撮影責任者は、本学構内の施設等に特別の工作をしてはならない。ただし、学長が認めた場合は、この限りではない。

(原状回復等)

第13条 撮影責任者は、撮影が終了したときは、自己の負担で、許可を受けた撮影場所を直ちに原状に回復しなければならない。

2 撮影責任者は、撮影中に故意若しくは過失又は第5条第2項の許可条件に違反したことにより、本学構内の施設、備品等を損傷、汚損若しくは滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(管理上の立入)

第14条 本学職員は、管理運営上必要があると判断したときは、撮影中であっても撮影場所に立ち入ることができる。

(要領の変更)

第15条 本学は、この要領の改廃が必要であると認めた場合は、インターネットの利用その他の適切な方法で周知することにより、申請者又は撮影責任者の事前の承諾を得ることなく、この要領を改廃することができる。

(事務)

第16条 この要項に関する事務は、企画・教育部企画総務課において処理を行う。

(雑則)

第17条 この要領に定めるもののほか、本学構内における撮影に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和2年12月9日から施行する。



